特別区（以下「保健所設置市等」という。）の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

(2)　その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者　当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

保健所設置市等の長は、第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(三)、(五)及び(六)において「管轄都道府県知事」という。）に報告しなければならないこととした。（第一二条第四項関係）

(三)　保健所設置市等の長は、次に掲げる者について第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容をそれぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一二条第四項関係）

(1)　管轄都道府県知事の管轄する区域外に居住する者　当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

(2)　管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者　当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

(四)　都道府県知事は、次に掲げる動物について第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一三条第四項関係）

(1)　その管轄する区域外において飼育されていた動物　当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

(2)　その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物　当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

保健所設置市等の長は、第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、厚生労働大臣及び管轄都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第一三条第五項関係）

(六)　保健所設置市等の長は、次に掲げる動物について第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一三条第五項関係）

(1)　管轄都道府県知事の管轄する区域外において飼育されていた動物　当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

(2)　管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者　当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

3　電磁的な方法による届出等の法的位置付け

第一二条第一項等の規定による届出、報告又は通報（以下この3において「届出等」という。）をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなすこととした。（第一二条第五項、第一三条第六項、第一四条第四項、第一四条の二第五項及び第一五条第一五項関係）

4　積極的疫学調査の実効性の確保

(一)　都道府県知事又は保健所設置市等の長は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事又は保健所設置市等の長の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、第一五条第三項の規定による求めを行うこととした。（第一五条第四項関係）

(二)　都道府県知事（保健所設置市等の長を含む。(四)及び(五)において同じ。）又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この(二)において「特定患者等」という。）が第一五条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第一五条第三項の規定（第一五条第六項において準用される場合を含む。）による求めを除く。）に応ずべきことを命ずることができることとした。（第一五条第八項関係）

(三)　(二)の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならないこととした。（第一五条第九項関係）

(四)　都道府県知事又は厚生労働大臣は、(二)の命令をする場合には、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならないこととした。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないこととした。（第一五条第一〇項関係）

(五)　都道府県知事又は厚生労働大臣は、(四)のただし書の場合においては、(二)の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、(四)の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第一五条第一一項関係）

(六)　都道府県知事及び保健所設置市等の長（(七)において「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあっては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととした。（第一五条第一三項関係）

(七)　都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならないこととした。（第一五条第一四項関係）

(八)　一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が第一五条第一項若しくは第二項の規定による積極的疫学調査における当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは三〇万円以下の過料に処することとした。（第八一条関係）

5　厚生労働大臣及び都道府県知事による協力の要請等

(一)　厚生労働大臣及び都道府県知事（保健所設置市等の長を含む。6及び8の(五)を除き、以下同じ。）は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関その他の医療関係者又は病原体等